

鳥取県緊急支援金(転居・防犯対策支援)

概要	対象となる犯罪被害(殺人、強盗、不同意性交等)に起因して転居又は防犯対策の強化が必要になったと認められる方及び遺族等の転居等費用を支援します。 ※令和8年4月1日以降に発生した犯罪による被害に限ります
要件	・犯罪発生時に鳥取県内に住んでいたこと ・被害にあった事実が被害届の受理等により確認できること ・犯罪による被害を受けた日から1年以内であること ・転居等を必要とする事由及び対象となる犯罪それぞれのいずれかに該当すること [転居等を必要とする事由] ・住居の損壊等により居住することができなくなった ・住居等で被害を受け居住することが難しくなった ・後遺障害等により従来生活を維持できなくなった [対象となる犯罪] ・殺人、強盗、性犯罪(不同意性交、不同意わいせつ等) ・逮捕・監禁、略取・誘拐、傷害致死又は全治1か月以上の傷害 ・禁止命令等が行われているストーカー行為 ※上記に該当しない場合でも、対象となる場合があります。 お問い合わせください。
内容	転居又は防犯対策いずれか1回につき実費(20万円まで)を支援します。 ※引っ越し業者等に支払う費用が対象となります。
対象外	・他の公的な機関の同様の制度による支援を受けている場合 ・被害者又は遺族等が暴力団員等である場合 ・被害者と加害者が親族関係にある場合 ・その他の事情から判断して、支援を行うことが社会通念上適切でないと思われる場合

制度の利用にあたっては面接相談が必要になります
まずは電話にてお問合せください

鳥取県犯罪被害者総合サポートセンター

☎ 0120-00-0325

受付時間 9:00~17:00(平日)